

## 第 21 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 2 年 11 月 6 日 (金) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 43 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (12 人)  
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 藤田清子、5 番 濱口佳史、  
6 番 山中 讓、7 番 金子孝子、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、  
10 番 敷地智也、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、13 番 ハジィフ泉、  
14 番 吉尾好市  
**【推進委員】** (6 人)  
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 平野幸敏、5 番 小橋誠一、  
6 番 尾崎澄夫、7 番 福井正一  
(事務局：事務局長 川村 雅志、書記 宮地 洋)
4. 欠席委員 **【農業委員】** (1 人) 4 番 藤原 忍  
**【推進委員】** (1 人) 4 番 宮川建作
5. 議事日程
  - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
  - (2) 各議案の審議  
  
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (2 件)  
議案第 2 号 非農地証明について (4 件)  
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利  
用集積計画の決定について  
議案第 4 号 黒潮 (黒潮町) 農業振興地域整備計画における農用地利用計画  
の変更について (協議) (1 件)
  - (3) その他の討議・報告事項について  
  
○その他  
・令和 2 年度農業委員会全員研修会について

## 議 長

それでは時間も来ましたので、11月の定例会を早速始めたいと思います。

相変わらずのコロナコロナで、またアメリカの方では大統領選でえらいもめておりますが、何とか自分たちはコロナにも負けずに頑張っていきたいと思います。簡単ですが。

それでは、早速始めたいと思いますが。

今日の欠席者は2名おりまして、藤原委員と宮川委員が欠席ということでございますが、会議の方は成立をしております。

それで議事録の署名人は、今日、小谷委員と藤田委員にお願いしたいと思います。それではよろしくをお願いします。

では、早速始めたいと思います。

それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請について2件出ております。

1件目より、事務局の方より説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法の第3条の許可申請が今回2件出てきております。

まず1件目、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地、黒潮町熊野浦字東濱崎22番、畑132㎡。同じく、字東濱崎23番、畑191㎡。同じく、字東濱崎24番、畑591㎡。同じく、字東濱崎28番1、畑269㎡。

理由としましては、所有権移転・贈与にて許可あり次第、所有権を移転するということです。

資料4ページ以降をご覧ください。

4ページに、いつものように航空写真で位置図で許可申請の場所を落としております。

今回の場所が、熊野浦地区の集落の旧集会所が海辺の所にあります。そこから少し山手側に行きまして、民家のすぐ周辺になります。

続いての5ページで住宅地図で見ていきますと、今回の申請地を表示させてもらっております。

6ページを見ていただきますと詳細図になりますので、そちらの方が分かりやすいと思います。民家の周辺の畑となります。

7ページが公図、8ページが現況の写真です。

今回の申請地は、全て畑でミカンを植わっております。

最後に9ページ、調査書の説明をさせていただきます。

譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。

上から順に説明させていただきます。

第2項第1号の全部効率の利用についてですが、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用するものと見込まれるということで。

農作業の従事者としまして、本人と妻、奥さんです。

所有機械は、管理機1台となっております。

続いて、第2項第2号の農業生産法人以外の法人は、譲受人は個人であり、適用はありません。

第2項第3号の信託は、信託でもないのだからこちらも適用はありません。

第2項第4号の農作業常時従事としまして、譲受人が年間250日の農作業従事ということで、こちらも適用しないということはありません。

続いて下限面積についてですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地が黒潮町の下限面積30aを超えるということで、今回の取得分を含めまして1万3,400.91㎡、134aということで、下限面積を割ることはありません。

続いて、第2項第6号の転貸の禁止は、許可申請に係る農地が譲渡人の所有農地であるということで、転貸には該当はいたしません。

最後に、第2項第7号の地域調和につきましては、所有権移転後は引き続き露地ミカンの栽培を予定するため、周辺農地への影響はないと考えます。

また、こちらにつきましては農用地区域内の農用地ということで、利用権の設定はありません。

事務局からは、問題はないと判断します。

以上です。

議長

今、事務局の方より説明がありました。

この件につきまして担当委員さんの方で。

〇〇委員

僕の方から説明します。

先日、2人で現地の熊野浦へ行って現地を見てきたのですが、それで、行く前に〇〇〇さんに会うていろいろ話を聞いたのですが、今、事務局が説明したとおりです。ですのでお願いしたいということです。

それで、この譲渡人・〇〇〇〇さんは元熊野浦で、現在佐賀に、もうだいぶ前から佐賀へ出てきしょうわけですが、〇〇〇〇さんの実家のそばにある畑はミカンを栽培しております。現在、ミカンはこの譲受人の〇〇〇〇さんが管理をしようと。

以上です。

## 議 長

今、〇〇さんの方からも補足説明がありました。

この件につきまして何か質疑・質問等ある方、挙手をお願いします。

特に問題はないと、事務局の方では言っております。何か。

なければ、承認を受けたいと思います。よろしいですかね。

(異議なし)

それでは、第3条許可申請の1番につきまして承認をされます方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数です。

3条の許可申請の1番につきましては承認をされました。

続きまして、3条許可申請2番、お願いします。

## 事務局

それでは、再び1ページをご覧ください。

3条許可の2件目、2番を説明させていただきます。

譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地、黒潮町佐賀字小馬地 2745 番 2、田 255 m<sup>2</sup>。

理由としましては、所有権移転・売買について許可あり次第、所有権移転ということです。

資料は10ページ以降をご覧ください。

10ページに、航空写真で位置図で表示をさせています。黒潮町役場の佐賀支所小馬地ということで、馬地の中の場所になります。役場から伊与木川を挟んで対岸の所が、今回の申請地となっております。

続いて11ページが、住宅地図で表示しております。馬地の集会所のすぐ近くになります。

12ページが詳細図となっております。

13ページ公図、14ページが現況の写真となっております。

最後に15ページ、再び調査書の説明をさせていただきます。

譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、譲渡人、〇〇〇〇さん。

上から順に説明をさせていただきます。

第2項第1号については、こちらも全て営農しているということで、全部効率は利用できるということで見込まれますということですので。

農作業の従事者として、本人、奥さん、それと、義理のお兄さんとその奥さんとなります。

所有機械につきましては、トラクター2台、コンバイン2台、田植え機2台、軽トラが2台となっております。

続いて、農業生産法人以外の法人としましての譲受人は個人であり、こちらは適用はございません。

第2項第3号の信託につきましても、信託でもないので適用はありません。

続いて、第2項第4号の農作業常時従事としまして、譲受人が年間250日の農作業従事とするということで、黒潮町の農業者日数を割ることはございませんのでこちらも特に該当しないことはありません。

続いて下限面積につきましても、譲受人が今回に所有される農地を含めまして全て1万1,956㎡ということで119.56aということで、下限面積を割ることはありません。

続いて転貸の禁止につきましても、譲渡人の所有農地であるということで、転貸には該当はいたしません。

最後に、地域調和につきましても、所有権移転後は季節野菜の栽培を予定しているため、周辺農地への影響はないと思われまます。

こちらにつきましても農用地区域内の農用地となっております。利用権の設定はございません。

事務局からは以上です。

## 議 長

今、事務局の方より2番につきまして説明がありました。

この件につきまして、担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

## 〇〇委員

この件は私と〇〇君と2人が現地で確認して、それから譲渡人の〇〇〇〇さんにごうていろいろ話を聞いたわけですが。

今回、この譲受人の〇〇〇〇君が、佐賀大方の自動車道の関係で現在持ちょう農業用の倉庫がちょうど立ち退きになるとのことで、倉庫を建てる場所が欲しいいうことで〇〇〇〇君に相談したようです。ほんなら〇〇〇〇君も早速、そういうがやったら分けろうということのようです。

それで、この近くを自動車道の関係で工事道がこの辺へ建ついうことを話を前聞いちよつがですがちょっとそのへん心配して、その工事道の関係でここは掛からんか大丈夫かのう言うたら、ちょうどここは工事道にはからんようで、今回の申請地のすぐ横を工事道が通るようですが。

そういうことで、何とかこの場所に倉庫を建てたいということですので、〇〇〇〇君もそんながやったら譲るということですので、ひとつよろしくお願ひしたいということですのでご検討をお願いいたします。

以上です。

議 長

今、〇〇さんの方からも詳しい説明がありました。

この件につきまして何か質疑・質問等ある方、挙手をお願いします。

何かないですかね。何か倉庫を建てるというようなことですが。

特になければ承認を受けたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

それでは、第3条許可申請の2番につきまして承認をされます方は、挙手をお願いいたします。

挙手全員です。

2番につきましても承認をされました。

議案第2号、非農地証明願について4件出ております。

1番より、事務局、説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

非農地証明、4件出ております。

まず、番号1番を説明させていただきます。

届出人、〇〇〇〇さん。

願出地としまして、黒潮町入野字吉田4647番、畑171㎡。

理由としましては、40年前に耕作を放棄した後、その後倉庫を建て、現在に至っているということです。

資料は16ページ以降をご覧ください。

16ページに位置図を落としております。場所は、早咲地区のちょうど集落の裏側の平成団地の少し手前になりますけれども、小高い丘の一角となります。

17ページが住宅地図です。葉タバコの生産組合の作業場の道路を挟んだ北側になります。

18ページは詳細面となっております。

19ページが公図、20ページが現況の写真となっております。現状は、もう倉庫が建てただいぶ時間がたっている状況です。

こちらにつきまして農用地区域外の農用地ということで、利用権の設定はございません。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

この非農地証明願の1番件、担当委員さんは。

〇〇委員

11月1日に息子さんと会いまして、亡くなったお父さんが倉庫を建てたということで、自分は〈聴き取り不能〉ことを知ったということでした。

20ページの写真のとおりで、これはもう農地以外でいいんじゃないかと思います。

議 長

今、〇〇さんの方から、もう以前から、ずっと親父さんの時代から倉庫が建てたようございまして、もう農地としてはなかなか復元しにくいということございまして。

この件につきまして何か質疑ある方、挙手願います。

ないですかね。

(質疑等なし)

なければ承認を受けたいと思います。

非農地証明願の1番につきまして承認をされます方は、挙手を願います。

挙手全員です。

非農地証明願の1番につきましては承認をされました。

続きまして2番、願います。

事務局

それでは、再び2ページをご覧ください。

2番を説明させていただきます。

届出人、〇〇〇〇さん。

願出地としまして、黒潮町上川口字クボノマエ789番1、田211㎡。同じく、字クボノマエ791番1、田353㎡。

10年以上前に建物および倉庫が取り壊されたが、農地としても戻すことが困難なためということでの理由となっております。

資料は21ページ以降をご覧ください。

航空写真で位置図を、21ページに表示させてもらっております。場所は、旧農協の上川口支所のあった用地となっております。

22ページ、住宅地図になっております。

そして、23ページが詳細図の拡大の写真となっております。

24ページが公図、25ページが現況の写真となっております。現状はもうほぼさら地状態で、もう数年たっております。

こちらにつきましては農用地区域外となっており、利用権の設定もございません。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。  
担当委員さんの方で、補足説明があればお願いします。

〇〇〇〇委員

この土地は、農協が白田川村時代から農協が建って、事務所に使いにりました。  
それで 13、4 年前かな、廃止になって、白田川やない上川口支所・出張所になっ  
ていたんですが、14、5 年前に取り壊してさら地にして〇〇〇〇君に戻したという  
ことで。  
それから、これ田んぼやったかね？

議 長

田ですね。

〇〇委員

全然畑としても、農地としては使用しておりませんでした。  
ほんで、もう非農地として認めてもらえたらということで、本人とも電話をして確  
認をしました。  
以上です。

議 長

今、〇〇さんの方より詳しい説明もありました。  
旧農協の跡地ということでございますが、この件につきまして何か質疑・質問あ  
る方は挙手願います。  
これはほいたら〇〇さん、農協が借りちよったと？

〇〇委員

借りちよったが。

議 長

だそうですね。  
何か質疑・質問ありませんかね。  
(質疑等なし)  
ないようでしたら承認を受けたいと思います。



それでは、非農地証明願の2番につきまして承認をされます方は、挙手願います。  
挙手全員です。

2番につきまして承認をされました。

続きまして第3番、願います。

#### 事務局

それでは、再び2ページをご覧ください。

非農地証明の3番を説明させていただきます。

届出人、〇〇〇〇さん。

願出地、黒潮町有井川字原添64番、田122㎡。

理由としましては、旧中学校用地後、現在の状況に至っているためということになっております。

資料は26ページ以降をご覧ください。

26ページでの、航空写真の位置図で申請の場所を落としております。有井川の地区のシーサイドホームの下に、旧白田川中学校の跡地がございます。その跡地の一角となっております。

27ページが住宅地図、28ページが詳細図となっております。ちょうど〇〇〇〇さんから下りていった所の旧白田川中学校の跡地の一角です。

29ページが公図、30ページが現況の写真となっております。

こちらにつきましても農用地区域外の農用地となっております。利用権の設定はございません。

事務局からは以上です。

#### 議長

今、事務局の方より説明がありました。

担当委員さんの方で、補足説明があれば願います。

#### 〇〇委員

ここは旧白田川中学校の跡地です。廃校になってからはグラウンドの方はソフトボールができるように整備はされていきました。28ページの航空写真でも分かるように、もうグラウンドの一部として使われていたようです。

それで、事務局の方から所有者と連絡が取れないので現況で判断してくれということでした。グラウンドで使っていたのでかなり踏み固められて、農地に戻すことは困難と思われれます。

#### 議長

今、担当委員さんの方でも詳しい説明がありました。

昔の旧白田川中学校の跡地ということでございますので、農地としてはなかなか復元しにくいということでございますが。

この件につきまして、何か質疑・質問ある方は挙手願います。  
ないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら承認を受けたいと思います。

非農地証明願 3 番につきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手全員です。

非農地証明願の 3 番につきましても承認をされました。

続きまして、非農地証明願の 4 番、お願いします。

## 事務局

それでは再び 2 ページ、非農地証明、最後の 4 番目を説明をさせていただきます。

届出人、〇〇〇〇さん。

願出地としましては、黒潮町浮鞭字北八反芝 924 番イの 2、田 19 m<sup>2</sup>。

理由としましては、昭和 39 年に店舗および居宅を新築した際から進入路として現在に至っているということです。

資料は 31 ページ以降をご覧ください。

31 ページに位置図を落としております。鞭地区の、今現在はございませんが旧ショッパーズ田辺さんがありました所の、町道を挟んで西側の町道沿いになります。

32 ページの住宅地図を見ていただいた方が分かりやすいと思います。ショッパーズ田辺さんのすぐ西側です。町道に沿った所の一角、交差点の一角となっております。

33 ページが詳細図、34 ページが公図、最後に 35 ページが現況の写真となっております。

現況はもうさら地となっております、こちらも昔〇〇〇〇さんの建物があった喫茶店といいましょうかカラオケ屋さんでしょうか。そちらの建物も、現在は取り壊されております。

こちらにつきましては農用地区域外です。当然、利用権の設定もございません。

事務局からは以上です。

## 議 長

今、事務局の方より説明がありました。

担当委員さんの方で、何か補足あればお願いします。

〇〇委員

今、事務局が説明したとおり、自分もまさかこのあれは〇〇〇〇さんという人が購入して飲食業でやりようがやけんど、購入しちよるもんだと思って 50 年以上前の話やけん、〇〇〇〇も購入者もまさかここに土地があるとは思ってない。

議 長

昔の〇〇〇〇の跡地。  
その〇〇〇〇の土地ではないが？

〇〇委員

ここは〇〇〇〇の〇〇〇〇さんという人が買うちよったがやけんど、そこへ一角を借っちよったがろうね。

議 長

これには進入道路と、進入するところというようなことで、道から入るにここを借りちよったがも分からんけど、そこらあたりちよっと分からんがやけど。

(やりとりあり)

何か、この件につきまして質疑・質問ある方は挙手願います。

もう写真で見る限りでは、農地ではないように思いますが。

(やりとりあり)

自分らの審議は非農地にするかせんかですんで、後の購入の分についてはまた非農地になってからということですのでございしますが。

この件につきまして、何か質疑ありませんかね。

(質疑等なし)

なければ承認を受けたいと思います。

この非農地証明願の 4 番につきまして承認をされます方は挙手願います。

挙手全員です。

この 4 番につきましても承認をされました。

それでは、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、いつもの別冊の資料になります。表紙に「議案第 3 号」とあるものになります。

それでは表紙をめくっていただきまして、1 ページをご覧ください。

今回、利用集積計画が 2 件出てきております。

まず、整理番号 2-108 (大方 2-108)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇一さん。

設定期間につきましては 3 筆とも令和 2 年 11 月 9 日から令和 7 年 11 月 8 日までの 5 年間の設定となります。

利用権を設定する土地につきましては、まず 1 筆目が、入野字七貫 5936 番 5、現況は畑の、農用地区域内の農用地です。面積は 973 m<sup>2</sup>、作物としてはナバナ。

利用権は、反当たり〇〇〇〇となっております。

届いて、2 筆目、入野字上房 6190 番 1、現況は畑となっております。

面積は 631 m<sup>2</sup>で、作物はラッキョウとなっております。

利用権の種類につきましては、年間反当たり〇〇〇〇となっております。

最後に、3 筆目、入野字上房 6195 番、現況は畑となっております。

面積は 208 m<sup>2</sup>、作物はナバナとなっており、利用権の設定につきましても、反当たり〇〇〇〇となっております。

以上、再設定での利用権の設定となっております。

続いて、整理ナンバーが 2-109 (大方 2-109)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間につきましては、令和 2 年 11 月 9 日から令和 7 年 11 月 8 日までの 5 年間の設定となっております。

1 筆目の利用権の設定する土地につきましては、浮鞭字平成の 3373 番、現況田の、農用地区域内の農用地となっております。

面積につきましては 1,186 m<sup>2</sup>、作物は水稻 (すいとう)。

こちらも、利用権の種類につきましては、反当たり〇〇〇〇となっております。

続いて 2 筆目につきましても、利用権の設定は先ほどと同じく 5 年間にて、浮鞭字平成 3374 番、現況田の、農用地区域内の農用地です。

1,674 m<sup>2</sup>にて、こちらも水稻 (すいとう) となっております。

利用権の種類につきましては、反当たり〇〇〇〇となっております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長

今、この利用権の設定につきまして事務局の方より説明がありました。

何か、質問あればお願いします。

この七貫とか上房とか、どこのあたりなが？

事務局

七貫は、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の。

〇〇委員

駐在所の、入野の（聴き取り不能）

議 長

そこの下？下りた所に？ああ、あそこか。

あこへ植えちゃうね、まこと。

何か、この件につきまして。

ないようでしたら承認を受けたいと思いますが、いいですかね？

（異議なし）

それでは議案第 3 号、利用権の設定につきまして承認されます方は挙手をお願いします。

挙手多数です。

議案第 3 号につきまして承認をされました。

議案第 4 号、黒潮（黒潮町）農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について（協議）ということになっておりますが、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは再び議案書をお手元に準備をお願いします。3 ページになります。

議案第 4 号としまして、農用地利用計画の変更について協議が 1 件出てきております。

申請人、〇〇〇〇さん。

申請地、黒潮町熊野浦字九歩浦山 256 番 1、田 609 m<sup>2</sup>。

理由としましては、食塩の製造施設を建設したいためとなっております。

資料は 36 ページ以降をご覧ください。

36 ページに航空写真の位置図で表示させていただいております。

いつものように振興計画のこの協議の件につきましては、今回、要は食塩、天日塩を精製する施設を建てたいということで、いつもの協議の段階、今回はこの農用地区域に入っている所です。この農用地区域に入っている所を、除外の手続きということでの協議になっております。

場所は、佐賀の街中から東公園をずうっと海岸線を熊野浦方面に行った所の、ちょうど分かれ道が町道と県道と分かれ道がありまして、ちょっと山の上の方の県道に上がっていった所の道路沿い。

37 ページのちょっと住宅地図なんですけれども、ちょうど久保浦の集落の西側の県道沿いの隣接する土地となっております。

38 ページがちょうど詳細図で、今回の申請地の隣接地に県道が通っております。

結局、下の方から佐賀方面の海岸からずうっとこの道を上へ行くと熊野浦、ゆくゆくは鈴の方まで行く道となっております。

39 ページが公図、40 ページは現段階での農用地のその区域を除外した後にいつものように転用の申請が予定してますので、いったん現段階での食塩の精製施設を図面でこういった形でということでの予定の図面を添付してもらっております。

最後に、41 ページが現況の写真となっております。田んぼで稲をこの前まで作っております、稲を刈った後の状況です。

またこちらは、再度繰り返しますけれども農用地区域内と農用地ですので、今回除外の協議ということでの話となっております。

事務局からは以上です。

#### 議 長

今、事務局の方より説明がありました。

この件につきまして質疑・質問ある方は挙手をお願いします。

何か、質疑ありませんかね。

一つかまんろうか？

食塩の精製ということやけんど、こんな山みたいな所で食塩をどうやって作るがやろうか思うて疑問に思うけんど。

#### 事務局

そしたら事務局が、話がもう 1 年ぐらいちょっと佐賀で、〇〇〇〇さんという方が佐賀の方で今現在ちょうどこの、36 ページではちょっと分かりにくいんですけど、施設が当時ないので。この航空写真もいつものように 10 年ぐらい前ですので。ちょっと 36 ページでいくと、東公園というグラウンドがあります。で、今回申請地があります。で、その東公園と申請地の大体線で結んだ中間ぐらい、やや申請土側の海沿いに塩を作っている所がありまして、今現在はそこで食塩を作りようと。

ただ、その〇〇〇〇さんの方が今度その規模を拡大したいということで、施設を広げたいということでその近くで適当な場所を探していたときに、ちょうどその規模拡大したいときに、いわゆる津波の心配がない、極力影響がないようにちょっと高台。今回の申請地が高い所にありますのでそちらの方に建てて。塩は結局海沿いの方が利便性はいいんですけど、結局津波の関係上高台の方に上げて、そちらの施設についてはトラックで海水を海からくんできて上げて、上の方で精製したいということで説明は聞いてます。

#### 議 長

トラックで上げるが？

(議場から何事か発言あり)

事務局

イメージ的には、温泉とかよくくんで上げていく、ああいった形で持っていくそうです。

議 長

ポンプアップするわけではないがやね。

事務局

そうです。

〇〇委員

この件もちょうど熊野浦やった関係で、〇〇君と途中ここへ寄って現地も見てきて。ちょっと本人によく会わった関係で電話で〇〇君にいろいろ聞いたのですが。

先に事務局が報告したとおり、〇〇さんという方は旧佐賀町、佐賀に天日塩を広めたいとか元祖というか、この〇〇〇〇さんという方が。結局、もう 40 年以上前に佐賀へ来て天日塩を始めたというか。その当時、僕らみんながそんな塩売れるろうかという、ほんま不安いっぱいときです。

農協も食塩を買いよった<聴き取り不能>並み塩がの 5 キロが約 500 円じゃったけん今は 500 円ちょっと切れるぐらい安うなっちようと思うけど、その当時 500 円ぐらいのときに天日塩を〇〇〇〇さんという方が佐賀で始めたもんじゃけん、そのときこれは売れるろうかというような時代でした。

今、タンクで運ぶということですが、佐賀にもう一人〇〇〇〇〇という名前ですが「〇〇〇〇」という名称で食塩を出してるわけです。その方は、この今度申請があったとこよりまだ高い場所で、で大きなタンクを軽トラへ乗せて塩をタンクでくんで施設まで運びよう。そういう式で、この〇〇〇〇〇さんも今回やりたいということのようです。

僕の聞いたところでは以上です。

議 長

今、〇〇さんの方からも詳しい説明がありました。

タンクでくみ上げて塩を作るということでございますが、何か質疑ありませんかね。

天日塩のあれでちょくちょくテレビに出る人ではないが？違うが？

何かないですかね？

(質疑等なし)

特になければ承認を受けたいと思いますが。

この農用地区域から除外申請ということでございますが、この件につきまして承認をされます方は挙手をお願いします。

挙手全員です。

議案第4号につきましても承認をされました。

それでは、議案の方は終わりましたので、いったん記録を止めたいと思います。

事務局 事務局より下記について報告説明。

1. 令和2年度農業委員会全員研修会について

(午後2時43分終了)